

鳥取県告示第747号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

福吉地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡伯耆町福吉字城山102-2地先道路敷	1号
西伯郡伯耆町福吉字城山111-2	2号
西伯郡伯耆町福吉字城山113	3号
西伯郡伯耆町福吉字山下29-2地先水路敷	4号
西伯郡伯耆町福吉字山下25-2	5号
西伯郡伯耆町福吉字屋敷149-2地先道路敷	6号
西伯郡伯耆町福吉字屋敷168-1	7号
西伯郡伯耆町福吉字屋敷165-2地先道路敷	8号
西伯郡伯耆町福吉字屋敷164-2地先道路敷	9号